

## 監査公表第30号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月11日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 下江 洋行

### 監査結果の措置対象

教育部（小中学校）

八名小学校、庭野小学校、鳳来中部小学校、鳳来東小学校、  
八名中学校、鳳来中学校

### 監査結果報告年月日

令和元年12月9日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和2年3月3日

### 講じた措置等の内容

#### 【小中学校】

##### 《指摘事項1》

公有財産に関する調書において、取得価格が未記入となっているものが散見された。新城市が公表している新城市財務書類（固定資産一覧表）と整合が図れるよう、教育総務課と情報共有を図り適切な資産管理をされたい。

##### 《是正措置内容》

指摘を受けました、取得価格が未記入のものは調査し、記入しました。今後につきましては、教育総務課と連絡・協議しながら管理をしてまいります。

##### 《意見1》

防犯、防災について定期的な訓練の積み重ねが行われていることが確認できた。今後はこれにバリエーションを持たせ、無事故無災害のための訓練計画を策定されたい。

##### 《措置内容》

学校災害防止計画を策定し、これに基づき訓練をしております。今後は、計画を毎年精査し、前年とは違う状況を想定し訓練をする等、様々な事象に対応できるよう、策定してまいります。

##### 《意見2》

備品管理について現品と物品一覧の照合をし、不整合なものがないよう適切な管理をされたい。

《検討状況》

備品管理簿の適切な加除及び、夏季休暇中に一斉点検をし、不整合がないよう努めてまいります。

《意見 3》

空調機が設置されることにより、教室が密閉されてインフルエンザなどが蔓延することが懸念される。今後、空調機の運用方法、自然換気等の空調管理の手順書を整備されたい。

《検討状況》

空調機については適切な運用ができるよう、換気を含めた運用マニュアルを作成して管理してまいります。